第 4136 号

(2-2)



1994年1月6日創刊·每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年12月6日月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

↔ 保険年金の還付手続き

A:平成17年に、対象となる保険年金を、受け取った人の還付申告は、この年末までとなっています。注意してください。

【解説】

相続等で保険年金を受け取った人が、その年金を受給する場合、これまでは、その受け取った年金の全額が所得税の対象となっていたのですが、今年の最高裁の判決で、相続税の対象となった部分の保険料は所得税の対象にならないとされたことから、過去に遡って納めすぎとなっている所得税が還付されることとなりました。現時点では、この適用が受けられるのが平成17年分からとなっていますので、早い人であれば、この年末が期限となります。注意してください。

還付手続きは、確定申告をしている人は更正 の請求、確定申告をしていない人は確定申告を して還付を受けることになります。

還付には、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の計算書(本表)」を申告書に添付しますが、この本表は国税庁のホームページの案内に従って入力をしていけば作成できるようになっていますので、活用してください。アドレスは次のところです。

https://www.keisan.nta.go.jp/nenkin/ac/top







